

## Newsletter

October 2014

### 中東・アフリカニュースレター【速報】

#### 南アフリカ共和国

#### 競争委員会が、価格協定等の疑いにより、複数の日本企業を含む自動車部品メーカーを対象とした調査を開始

2014年10月13日、南アフリカ共和国（「南アフリカ」）の競争委員会は、自動車部品メーカーが、トヨタ自動車株式会社、ダイハツ工業株式会社、日産自動車株式会社、いすゞ自動車株式会社、富士重工株式会社、本田技研工業株式会社、スズキ株式会社、General Motors Corporation、Hyundai Motor Company、ヤマハ株式会社、Volvo Car Corporation、マツダ株式会社、及び三菱自動車工業株式会社等の自動車メーカーに販売される自動車部品の製造及び販売市場における価格協定、市場割当及び入札談合に関与した疑いがあるとして調査を開始したことを明らかにした。対象となる自動車部品メーカーには、日本企業である株式会社デンソー、三菱電機株式会社、株式会社東海理化電機製作所、日本特殊陶業株式会社、株式会社ミクニ、及びパナソニック株式会社等が含まれる。<sup>1</sup>

競争委員会が入手した情報によると、上記日本企業を含む自動車部品メーカー82社が、2000年以降、121種の自動車部品（インバータ、電動式パワーステアリング用ECU、電動パワーステアリング及び電動パワーモータ、グローブラグ、電動パワーステアリングシステム、リヤサンシェード、パージコントロールバルブ、ロックセンサ、スパークプラグ、並びにクリアランスソナーシステム等）について共謀した疑いがあるとのことである。

また、競争委員会は、上記自動車部品の中でも、南アフリカの市場内で組み立てられ、同市場内に販売される自動車に搭載される部品に関する調査を優先させる方針を明らかにした。

今後の手続としては、競争委員会は、調査を継続した上で、競争法違反行為があると判断した場合には、事件を競争審判所に付託することとなる。競争審判所は、違反行為を認めた場合には、対象企業の前年度の南アフリカにおける年

<sup>1</sup> 南アフリカ共和国競争委員会プレスリリース

(<http://www.compcom.co.za/assets/Uploads/AttachedFiles/MyDocuments/Competition-Commission-probes-collusive-conduct-in-automotive-industry.pdf>)

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈  
オフ・カウンセラー  
Tel: 03 6271 9727  
[mina.arai-ito@bakermckenzie.com](mailto:mina.arai-ito@bakermckenzie.com)

井上 朗  
パートナー  
Tel: 03 6271 9463  
[akira.inoue@bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)

稲葉 正泰  
アソシエイト  
Tel: 03 6271 9509  
[masahiro.inaba@bakermckenzie.com](mailto:masahiro.inaba@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

## 中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスをを行っています。  
詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニューズレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

間売上額及び輸出額の総額の10%を上限として、行政制裁金を課することができる。本件についても、調査の対象となっている品目等からして、高額な制裁金が課される可能性は否定できない。

自動車部品カルテルに関する調査は、日本、米国及び欧州等の主要国に留まらず、シンガポール及び中国を含むアジア各国の競争当局でも並行して行われているが、南アフリカの競争委員会は、OECD（経済協力開発機構）やICN（国際競争ネットワーク）における取組みに積極的に参加しており、本件における競争委員会による調査も、一連の当局の調査の流れに沿うものである。

アフリカ地域においては、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）による企業結合規制の制定等、競争法の整備及び執行が着実に進んでおり、日本企業のアフリカにおける各拠点においても、今後競争法のコンプライアンス体制を整備することが急務となると考えられる。

今後も、狛文夫、阿部信一郎、井上朗、阿江順也を中心とする弊所独占禁止法・競争法グループと共に、引き続き注視してゆきたい。